

# 交通死亡事故多発警報発令要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が相互に協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図ることを目的とする。

## (発令者)

第2条 警報は、奈良県交通対策協議会会長（奈良県知事）（以下「会長」という。）が発令する。

## (区域)

第3条 警報は、奈良県内全域を対象として発令するものとする。

## (発令の基準)

第4条 警報は、次の各号のいずれかに該当したときに発令するものとする。

- (1) 県内において、交通死亡事故が10日以内に5件以上発生したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、会長が、交通死亡事故の発生状況について、奈良県警察本部長の意見を聴いて警報を発令する必要があると認めるとき。

## (警報の期間)

第5条 警報の期間は、その発令の日から原則として14日間とするものとする。ただし、当該期間中に5件以上の交通死亡事故が発生したときは、当該期間を7日間延長するものとする。

2 警報は、前項の期間が経過したときに解除されるものとする。

## (通知)

第6条 会長は、警報を発令したとき又は警報の期間を延長したときは、関係機関等の長に対し、文書等により通知する。

## (推進事項)

第7条 前条の通知を受けた関係機関等の長は、その通知された事項を構成員、会員等に周知するとともに、県民に知らしめるよう努めるものとする。

2 警報が発令されたときは、関係機関等は、相互に協力し、及び連携し、別表に定める事項の推進に努めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

◎ 推進事項

推進機関	推進項目	主な推進事項
県	警報発令の周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県交通安全対策協議会構成員及び交通安全協賛会等に対する周知及び交通安全活動の強化</li> <li>○ 市町村（地区）交通安全対策協議会に対する周知及び交通安全活動の強化要請</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報道機関への協力要請、広報媒体等の活用</li> <li>○ 大型ディスプレイ等による広報</li> <li>○ 庁内放送・ホームページ・メールマガジンによる広報</li> <li>○ 各種会議、懇談会等での広報</li> </ul>
市町村	警報発令の周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村交通安全対策関係機関・団体に対する周知及び交通安全活動の強化要請</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車・有線放送、文書配付（配布）による広報</li> <li>○ 庁内放送、ホームページ等による広報</li> <li>○ 各種講習会、懇談会等での広報</li> <li>○ 啓発看板による広報</li> <li>○ のぼり旗の掲出</li> </ul>
	街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村交通安全対策関係機関・団体との連携による街頭活動の強化</li> <li>○ 交通指導員の活動強化</li> </ul>
警察	事故分析資料等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報道機関及び県交通安全対策協議会構成機関等に対する事故分析等の資料提供</li> </ul>
	街頭・広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レッドアクションを含めた街頭広報活動の強化、各種講習会等での活用による広報</li> <li>○ 交通情報板等による広報</li> <li>○ ホームページによる広報</li> <li>○ 啓発看板による広報</li> <li>○ 交番（駐在所）速報の発行</li> </ul>
	交通規制の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該交通死亡事故発生箇所の交通安全施設及び交通規制の点検、整備等</li> </ul>
	交通指導取締等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通指導取締等街頭活動の強化</li> </ul>
教育委員会	交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校（園）における児童生徒等に対する交通事故防止のための安全指導</li> <li>○ 教職員、PTA組織等による登下校時を中心とした交通安全指導の強化</li> </ul>
運輸支局	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運輸業者に対する周知徹底</li> <li>○ 各種会議、講習会等での広報</li> <li>○ 啓発看板等による広報</li> </ul>
道路管理者	交通安全施設の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該交通死亡事故発生箇所の道路照明及び道路標識等の交通安全施設の点検、整備等</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路情報提供装置の活用による広報</li> </ul>
交通安全関係機関・団体	傘下組織に対する周知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傘下組織に対する周知及び交通安全活動の強化要請</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報誌（紙）、チラシ等による広報</li> <li>○ 窓口における声かけによる広報</li> <li>○ 啓発看板による広報</li> <li>○ のぼり旗の掲出</li> <li>○ 各種会議、講習会等での広報</li> </ul>
	街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭広報・啓発活動の強化</li> </ul>
	教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全教育活動の強化</li> </ul>